平成３０年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市山根434番地　サンライズ434西棟201
債務者　藤本　茂子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市児島小川４丁目６番33号　松家マンション205号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島味野５丁目５番55号
債務者　中塚　正利
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６６号
岡山市中区新京橋３丁目７番23号
債務者　岡田　佳之
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２３号
岡山市北区大窪499番地４
債務者　西山　　薫
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５１号
広島県呉市広白岳３丁目１番22号　201号室
債務者　小島　和彦
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第７７号
山口県下関市一の宮町２丁目10番11号　メゾーン福永Ｆ１　1105号、住民票上の住所山口県防府市大字田島512番地の10
債務者　安村　　茜（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
愛媛県松山市築山町12番53号　シャトレー築山502号
債務者　三荻　新次
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
福岡県直方市大字植木1027番地10
債務者　宮崎　隆子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地３－305号）
債務者　野口江身子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
福岡県田川郡香春町大字高野494番地１
債務者　西村　　巧
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第２５９号
熊本県菊池郡大津町大字室387番地　アンソレイエⅠ　103号
債務者　光田　菊子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１８７号
大分市萩原１丁目２番20号（グリーンパークツルハ103）
債務者　野崎奈津恵
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９７号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６　市営櫛の山住宅４棟６号
債務者　平田喜美江
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
岩手県久慈市中の橋１丁目10番地　コーポ中の橋103号、前住所岩手県北上市和賀町長沼６地割３番地37
債務者　髙橋　歩睦
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第５２９号
京都市中京区壬生松原町６番地14
債務者　戸田　五郎
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５３０号
京都市中京区壬生松原町６番地14
債務者　戸田テル子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係